

人材紹介に関する基本契約書

_____ (以下「甲」という。)と
有限会社ハセガワ (以下「乙」という。)とは、
甲からの依頼に基づき乙が行う人材の紹介に関して、下記のとおり契約する。

(目的)

第1条 甲は乙に対し、甲の必要とする人材の採用のため、人材の紹介を依頼し、
乙はこれを承諾したものとする。

(紹介の内容)

第2条 甲が依頼した職位・職務要件等の人材求人情報に基づき、乙は該当する候補人材を求め、該当者 (以下「丙」という。) に対するコンサルティングを実施した上で、適切と判断した丙を甲に紹介する。

2. 甲は乙に対し、前項の人材の紹介依頼にあたって、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を文書等により明示し、乙はその条件を元に丙へ紹介を行うものとする。

(選考採用)

第3条 甲は乙が前項により紹介した丙を自ら選考の上、適当と認めた場合には、求人条件に基づき採用する。この場合、乙は甲に必要なアドバイス等、支援を行う。

(報酬)

第4条 第1条に定める委嘱事項が完了したときは、甲は乙に対し下記の報酬を支払う。

報酬 = 採用決定者の年収 (賞与等を含む) の30%

2. 前項の年収とは甲が採用決定者に提示した理論年収 (賞与等を含む) とする。

3. 甲が年俸制を導入している場合には、その年俸額を適用する。

(支払条件)

第5条 第4条の報酬の支払い時期は、採用決定者の入社後1ヶ月以内とする。

(返戻)

第6条 採用決定者が勤務開始日後、3ヶ月以内に本人の都合により退社した場合、甲が乙に対して第4条記載の報酬を支払済みの場合には乙は甲に対して当該受領額の50%を直ちに返還することとし、未払いの場合には甲は乙に対して第4条記載の報酬の50%相当額を支払うものとする。

2. 甲の都合による解雇、または本人死亡など不測の事由による退職の場合、乙は返戻義務を負わないものとする。

(情報の守秘義務)

第7条 甲と乙は、この契約により知り得た丙に関する個人情報、および各々の業務上の秘密、不利益となる事項を他にもらさないものとする。

2. 甲と乙は、ともに当該丙の同意なく、その現職についての調査を行わないものとする。